

資料

答申（第196号～第233号）

答申第196号（平成17年4月12日付）

「情報公開審査会委員就任承諾書（直近のもの）」の部分開示決定に対する異議申立事案

（生活部情報公開室）

対象公文書

「三重県情報公開審査会委員の任命について（伺い）」添付書類のうち、「承諾書」

争点

実施機関は、三重県情報公開審査会委員及び同候補者の住所並びに印影（弁護士の印影を除く）は、個人に関する情報であって、また、公務員等の職務に関する情報には当たらず、条例第7条第2号により非開示情報に該当すると主張しました。これに対し、異議申立人は、条例第7条第2号に該当せず、三重県の職員の印影は、開示されていることから、三重県情報公開審査会委員の位置付けを明らかにし、住所及び印影を開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

住所については、公表している事実もなく、特に必要と認められる特段の理由がない限り、条例第7条第2号ただし書口に該当しないため、非開示が妥当である。印影については、委員への就任を要請された特定の個人が、自らの意思に基づいて作成されたものであることを証するため、押捺したものであり、純然たる特定の個人の行為であって、委員の職務として作成された性質のものではないことから、個人情報であると認められることから、非開示が妥当であると答申しました。

答申第197号（平成17年4月12日付）

「三重県が起こしたすべての非訟事件及び県に対して起こされた訴訟事件、非訟事件に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

（健康福祉部 薬務食品室）

対象公文書

特定事件における訴状の添付書類である新聞記事

争点

実施機関は、本件対象公文書中の氏名、住所、年齢及び顔写真を非開示にしなければ、訴状と他の添付書類の氏名等の非開示部分が推測できるとの判断から、これらの情報は個人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、新聞は、すでに万人に知れる状態で公にされており、現在でも図書館等に行けば容易に知り得るため、開示したところで、他人のプライバシーの侵害にあらず、本決定は法の解釈を誤っていると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

本件対象公文書は、訴状の添付書類の一部であり、訴訟記録の資料のひとつであるから、新聞記事そのものと同一視できる性質のものではなく、すでに公にされている情報であるとはいえない。また、一般的に過去に新聞記事で広く報道された事実があったとしても、個人情報の開示に際しては慎重に対応する必要があり、当該個人の権利利益を侵害してまで公にすべきであるとの特段の事情も認められないことから、公益上開示すべき情報であるとはいえない。個人情報に該当し、条例第7条第2号ただし書にも該当しないことから、非開示が妥当であると答申しました。

答申第 198 号 (平成 17 年 4 月 12 日付)

「特定の土地改良区についての検査書類」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部 団体検査室)

対象公文書

平成 9 年度土地改良区検査事前提出資料

争点

実施機関は、役員の年齢は特定の個人を識別することができるため、個人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、不開示部分である役員の年齢については、土地改良法第 13 条の法人として事務所備付け帳簿として閲覧させるべき文書であり秘密にすべき理由がないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

土地改良区の役員の年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当することは明らかである。土地改良区が役員の就任又は退任に伴い、役員の住所及び氏名を届け出たときは、都道府県知事は土地改良法第 18 条第 17 項の規定により、これを公告しなければならないこととされているが、土地改良区の役員の年齢については、土地改良法などの他法令や慣行により公にされている情報とは認められない。個人情報に該当し、条例第 7 条第 2 号ただし書にも該当しないことから、非開示が妥当であると答申しました。

答申第199号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 雇用・能力開発室)

対象公文書

三重県技能者表彰審査委員名簿

争点

実施機関は、「委員の自宅住所」「委員の年齢」は、個人に関する情報であり、開示することで当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示しても、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

「委員の年齢」については個人情報に該当し、本件対象公文書では特定個人と結びついた形態で記載されており、当該個人の権利利益を侵害してまで公にすべきであるとの公益上の理由も認められず、条例第7条第2号ただし書にも該当しないので、非開示が妥当である。「委員の自宅住所」については、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ないため、非開示妥当と答申しました。

答申第200号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 生活総務室)

対 象 公 文 書

『三重県安全安心まちづくり協働推進懇話会』公募委員の選考結果

『三重県安全安心まちづくり協働推進懇話会』の開催について

三重県安全安心まちづくり協働推進懇話会委員の委嘱について

争 点

実施機関は、「委員の住所」は、個人に関する情報であり、開示することで当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示しても、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないと主張しました。

答 申 の 骨 子

結論：一部認容

「委員の住所」については、明らかに委員の所属団体の住所であると判断できる部分については、すでに所属団体名が明らかにされていることから、その住所を非開示とする理由はなく、委員の所属団体の住所は、個人情報には該当しないと認められることから、開示すべきであると判断する。自宅の住所か所属団体の住所か判断できない場合は、「委員の自宅の住所」と同様の開示・非開示の判断とすべきである。異議申立人が主張するように住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ないため、非開示妥当であると答申しました。

答申第201号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 人権・同和室)

対象公文書

三重県人権施策審議会委員の任命について(伺い)

三重県人権施策審議会委員候補について

他

争点

実施機関は、「委員の自宅の住所」及び「委員の年齢」について、実施機関は、これらの情報は個人に関する情報であり、開示することで当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、年齢、住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示してもそのようなことは考えられないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

「委員の自宅住所」については、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。「委員の年齢」について、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に該当することは明らかであり、本件対象公文書においては、特定個人と結びついた形態で記載されており、当該個人の権利利益を侵害してまで公にすべきであるとの公益上の理由も認められず、条例第7条第2号ただし書にも該当しないので「委員の年齢」は非開示が妥当であると答申しました。

答申第202号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 男女共同参画室)

対 象 公 文 書

三重県男女共同参画審議会公募委員候補者選考について(伺い)

三重県男女共同参画審議会の就任依頼について(伺い)

三重県男女共同参画審議会応募書

他

争 点

実施機関は、委員の住所、年齢は、個人に関する情報であり、開示することにより、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、年齢及び住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示してもそのようなことは考えられないと主張しました。

答 申 の 骨 子

結論：一部認容

委員の年齢は個人情報に該当するが、公募委員については既に公にされているため開示すべきであるが、公募委員以外の年齢については、非開示妥当である。委員の住所のうち、委員の所属団体の住所と認められる部分については、すでに所属団体名が明らかにされていることから、その住所を非開示とする理由はない。しかし、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ず、上記以外の住所については、非開示が妥当であると答申しました。

答申第203号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 消費生活室)

対象公文書

三重県消費者苦情処理委員会委員候補者の推薦について(伺い)

消費生活対策審議会委員候補者の推せんについて(依頼) 他

争点

実施機関は、委員の住所、年齢及び学歴は、個人に関する情報であり、開示することにより、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、年齢、学歴及び住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示してもそのようなことは考えられないと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

年齢・学歴は個人情報に該当し、非開示は妥当である。実施機関が非開示とした部分のなかに、委員の所属団体の住所と見受けられるところが一部認められる。これらは、すでに所属団体名が明らかにされていることから、その住所を非開示とする理由はない。しかし、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ず、上記以外の住所については、非開示が妥当であると答申しました。

答申第204号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 私学振興室)

対象公文書

三重県私立学校審議会委員の任免について
三重県私立学校審議会委員の任命等について 他

争点

実施機関は、過去30年分の公文書が請求対象であったことから、委員の住所についての情報が自宅の住所であるのか、勤務地の住所であるのか判別できないところがあったので、本号に該当するとして一律に非開示としました。これに対し、異議申立人は、非開示理由として、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとされているが、住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示してもそのようなことは考えられないと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

実施機関が非開示とした部分のなかに、委員が所属している学校または事務所等の住所と見受けられるところが一部認められることから、判別できないところがあるからと言って委員の住所を一律に非開示とするのではなく、明らかに委員が所属している学校または事務所等の住所であると判断できる部分については、すでに所属団体名が明らかにされていることから、その住所を非開示とする理由はない。しかし、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ず、上記以外の住所については、非開示が妥当であると答申しました。

答申第205号(平成17年4月15日付)

「生活部の所轄するすべての委員会、審議会の委員選定の経緯のわかるすべての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部 勤労福祉室)

対象公文書

第38期三重県地方労働委員会委員(公益)の任命について(伺い)

第38期三重県地方労働委員会委員作業計画(案)

他

争点

実施機関は、すべての委員の住所・年齢、公益委員の職歴・学歴は、個人に関する情報であり、開示することにより、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、公益委員以外の委員については、年齢及び住所のうち市または郡までの部分を限定的に開示してもそのようなことは考えられない。公益委員にあっては、少なくとも個人情報とされているうち職業、年齢、学歴及び住所の情報がない限り、国民の知る権利をまったく無視したものとなると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

年齢・学歴は非開示が妥当であるが、公益委員の職歴のうちすでに明らかにされている職歴及び選任する際に考慮された職の職歴は開示すべきであると判断する。又、自宅住所については、住所を分割して判断することは条例の解釈上無理があり、たとえ実質的には支障がなかったとしても、住所を全体として個人情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ないと答申しました。

答申第206号(平成17年5月13日付)

「特定土地改良区に関する土地改良法及び関係法令に基づく団体(法人)の運営、監督、検査に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部 農地調整室、団体検査室)

対象公文書

土地改良区設立認可申請書 他

争点

実施機関は、役員を含む個人の氏名、住所、年齢及び印影、賦課金徴収原簿における個人の氏名、地積平米、単価、金額、前年度未収額、当年徴収額、現金徴収額及びJA振込額、個人の財産にかかる評定及び精算金等について非開示としました。又、本件土地改良区の総会議事録、代表者の印影も非開示としました。これに対し、異議申立人は、部分開示決定を行ったことは、一層の疑惑を深めるものであり、土地の価格に関する情報は、情報の全面公開が緊要であると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

本件土地改良区の役員の年齢、役員を含む個人の印影、選挙立会人及び選挙管理者の住所及び氏名、土地改良法上必ずしも全員の同意が必要とされていない場合の当該事業に同意している特定の個人の住所・氏名、理事候補者の得票数、個人の氏名及び地積平米、単価については、個人情報であり非開示が妥当である。理事候補者並びに当選した理事及び監事の氏名、申請人代表者、申請人(者)、発起人代表者及び発起人の住所と氏名のうち公報に記載された役員の住所、氏名は法令等により公にされる情報であり、前年未収額、当年徴収額、現金徴収額及びJA振込額は、他の個人情報非開示とされれば個人を特定できず開示が妥当である。又、土地改良事業において、同事業を適正に行うために、一定の基準に従って評価された金額等を記載した換地計画書を、同土地所有者の個人に関する情報と解し、非開示とすることは相当ではないと答申しました。

意見

「実施機関は、本決定において、すでに開示されている内容を再検討した結果、非開示情報が一部含まれていることが判明したので非開示としたいと説明している。このことについては、当該情報について本決定を行う時点で実施機関は慎重な判断をすべきであったと言わざるを得ない。実施機関は、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適切な運用に努めるべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第207号(平成17年5月17日付)

「知事が告訴した案件につき、県庁職員に対して行った処分に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(総務局 人材政策室)

対象公文書

職員の懲戒処分について 等

争点

実施機関は、懲戒審査対象者、懲戒申立対象者などの関係職員の職名及び氏名、職員の過去の処分歴及び職員の略歴は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものであり、個人情報に該当する。また、公務員等の職務に関する情報であって公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがある。懲戒審査委員会議事概要のうち、主な意見、質問については、各委員の発言が記載されており、これらの意見を今回開示するとすれば、公正で適正な意思決定が妨げられることとなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、また、県組織の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、被懲戒者らの責任の軽重、懲戒の対象となる行為の詳細等が一切不明であり、将来の同種被懲戒行為の防止という観点からも有害であると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

氏名及び印影、職員の過去の処分歴については、開示することにより被懲戒者が明らかになり、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあり、開示すべき情報であるとはいえず、全体が個人情報に該当する身上調査書、年齢は個人に関する情報に該当することは明らかであり非開示は妥当である。公共の安全と秩序の維持とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定すべきであって、実施機関が非開示とした情報は、公共安全情報に該当するとは認められない。懲戒審査委員会での発言内容から発言者が誰であるか特定されることもあることから、開示されると支障となることは理解できるが、記載されている内容からは、発言者が特定されているものではなく、その内容も要約したものにすぎないことから、今後各委員の自由で十分な意見や情報の交換が著しく制約されるとは考えらず、審議検討情報、事務事業情報に該当するとは認められないと答申しました。

答申第208号(平成17年6月10日付)

「特定土地改良区の設立申請に係る文書の全部」の部分開示決定に対する異議申立事案
(農水商工部 農地調整室)

対象公文書

特定土地改良区の設立認可申請書

争点

実施機関は、個人の住所、氏名及び印影については、特定の個人が識別され得る情報であるため、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、個人情報に該当し非開示としました。これに対し、異議申立人は、土地改良区の設立発起人は、氏名を公表して成立するのであり氏名不明では設立できない。印影は自らの真正を明らかにして意思を示したものであって、一連の責任をあらわしたものであると言える。特に公益法人であるので、隠すことはないはずであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

設立申請人等住所・氏名のうち公報に記載された役員の住所及び氏名と一致するものについては、非開示とする理由はない。しかし、設立申請人等住所・氏名のうち公報に記載された役員の住所及び氏名と一致しないもの、個人の印影、土地改良法上必ずしも全員の同意が必要とはされていない場合の当該事業に同意している特定個人の住所及び氏名については、非開示妥当と答申しました。

答申第209号(平成17年6月16日付)

「県民局が提訴した件の告訴状及びこれに関する提出書類のすべて」の非開示決定に対する異議申立事案

(伊賀県民局企画調整部)

対象公文書

告訴状

争点

実施機関は、「有印公文書偽造・同行使」事件の告訴状及び告訴状とともに提出した書類であるので、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類であり、条例第48条の規定に基づき適用除外となっているとし非開示としました。これに対し、異議申立人は、「訴訟に関する書類」に該当するとするのは法の拡大解釈であり、除外規定を適用しようとするのは、不当であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

本件に関わる事件は判決が確定し、刑事訴訟法により閲覧できる状態とのことから、条例により開示すべきとはいえず、「訴訟に関する書類」は、刑事訴訟法により開示・非開示を決定すべきであり、条例の適用除外とされるべきである。又、本件対象公文書は、写しであるが、内容は原本と全く同一であることから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められ、条例第48条に該当し非開示とした実施機関の決定に誤りがあったとすることはできないと答申しました。

答申第210号(平成17年7月1日付)

「下野排水場の事故の原因を調査した調査委員会の調査記録及び報告書等全ての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部 公共事業運営室)

対象公文書

事故調査委員会調査報告書

争点

実施機関は、個人の住所、生年月日、学歴、本籍及び個人を識別し、それが為した行為を特定できる部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別され、また、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため非開示としました。これに対し、異議申立人は、責任技術者は建設業法に基づいて届け出なければならず、現場代理人についても同法に定めた学歴、業務年数、どのような国家資格を取得しているのかについて明らかにしなければならない。建設業法の許可申請に係る書類は、閲覧・公開されていると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

監理技術者、主任技術者となる者の生年月日以外の個人情報該当部分は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書の情報には該当するとは認められないことから、非開示が妥当であるが、個人情報該当部分のうち監理技術者、主任技術者の生年月日については、同号ただし書イの情報に該当し、開示すべきであると答申しました。

答申第211号(平成17年7月1日付)

「下野排水場の事故の原因を調査した調査委員会の調査記録及び報告書等全ての文書」の
部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部 下水道室)

対象公文書

排水機場(機械)設備工事 事故調査委員会審議資料

争点

実施機関は、個人の住所、生年月日、学歴、本籍及び個人を識別し、それが為した行為を特定できる部分は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別され、また、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため非開示としました。これに対し、異議申立人は、責任技術者は建設業法に基づいて届け出なければならず、現場代理人についても同法に定めた学歴、業務年数、どのような国家資格を取得しているのかについて明らかにしなければならず、建設業法の許可申請に係る書類は、閲覧・公開されていると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

監理技術者、主任技術者となる者の生年月日以外の個人情報該当部分は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書の情報には該当するとは認められないことから、非開示が妥当である。個人情報該当部分のうち監理技術者、主任技術者の生年月日については、同号ただし書イの情報に該当し、開示すべきであると答申しました。

答申第212号(平成17年7月19日付)

「平成12年度から16年度までの特定の漁業協同組合決算書及び議事録」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案

(農水商工部 団体支援室(津地方県民局農水商工部))

対象公文書

損益計算書

貸借対照表及び総会議事録

争点

実施機関は、法律上、第三者に対してまで閲覧に供する規定はないが、組合が極めて公的な性格を有する機関であるという実態を考え、決算報告書(損益計算書、貸借対照表)及び総会議事録に記載されている情報は非開示とすべき性格のものとはいえず、また、情報を開示すると競争上不利益を与えるとはいえないとし、個人情報に該当する部分を除き、開示しようとした。これに対し、異議申立人は、組合運営上、組合の債権者、組合員には開示しており、組合員及び組合の債権者以外の者の請求は拒んでもよいと解され、また、競合組合と比較されることにより、取引の縮小等の対応がされ、利益の喪失が想定されるから、条例第7条第3号(法人情報)に該当し、非開示が妥当であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

組合には、漁業法に基づき知事より特定の公共水面において特定の漁業を排他的に営む権利(漁業権)が免許され、漁業振興を目的とした補助金等が投入されていることも多く、さらに、水産業協同組合法に基づく組合の設立を知事が認可し、指導監督する権限があること等から、組合が純然な民間企業と同等であるとは言い難く公共性の高い団体であり、組合同士間に民間企業同士間と同様の競争関係が存するとは認められない。したがって、本件対象公文書を開示しても、競争上の地位その他組合の正当な利益を害するとは認められず、実施機関の本決定について誤りがあったとは認められないと答申しました。

答申第213号(平成17年7月19日付)

「三重県公正入札調査委員会の伺書及び添付書類一式」の部分開示決定に対する異議申立
事案

(県土整備部 建設業室)

対象公文書

起案文書及び添付書類等

争点

実施機関は、三重県公正入札調査委員会委員委嘱依頼者(案)略歴書の最終学歴は個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報に該当し、非開示としました。これに対し、異議申立人は、委員は学識経験者として任命されており、個人情報として非開示とされている情報のうち、最終学歴部分については、学識経験者であるという要件につき、判断するうえで重要な情報であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

三重県公正入札調査委員会は、委員の任命理由としては、学歴よりもむしろ職歴が重視されていると見受けられ、かつ、本件対象公文書中の各委員の職歴等はすでに明らかにされていることから、最終学歴は、当該個人の私生活上の権利利益を侵害してまで公にすべき情報であるとの公益上の理由も認められず、条例第7条第2号ただし書にも該当しないので非開示が妥当であるとしました。

学識経験のある者として任命された委員は、地方公務員法第3条第3項の特別職に属する地方公務員に該当する。しかし、最終学歴は個人のプライバシーに関する情報であるので、非開示が妥当と認められると答申しました。

答申第214号(平成17年8月3日付)

「談合情報により延期した広域農道のその後の措置対策及び最近の談合情報とその対処について分かる全ての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部 財務経理室)

対象公文書

「農林水産商工部公正入札調査委員会事項書」等

争点

実施機関は、談合情報通報者、入札指名業者の従業員等の氏名等は、個人識別情報であるとして非開示としました。又、談合通報文書に記載されている法人名、代表者名については、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる法人情報であるとして非開示としました。又、談合情報通報者からの聞き取り概要は、これを公にすることにより今後同種の情報が得られなくなるなど、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、「談合情報」に係る情報公開請求に対する部分非開示は、三重県知事の「談合防止」、「透明性の確保」、「説明責任」に係る「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」等の規定を骨抜きにし、従来型「官製談合」を復活させかねず、「談合情報」による聴き取りその他調査活動は、犯罪捜査でないことを明示した上でこれを行っているのだから、聴き取りに関する情報を公表しても何ら差し支えはないと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

談合情報通報者、入札指名業者の従業員等の氏名等は、個人識別情報であり、条例第7条第2号ただし書きに該当しないとして非開示妥当としました。又、談合通報文書に記載されている法人名、代表者名については、条例第7条第3号ただし書に該当せず、非開示妥当としました。談合情報通報者からの聞き取り概要については、聴き取りの成果についての実施機関の判断の項の項目名を除き、これを開示すると、談合情報の入手先や入手方法が特定され、談合情報の入手先の権利利益が不当に侵害されるおそれ等があり、今後、県が談合に関して様々な形で正確な情報を入手することが困難になるおそれがあるとして、条例第7条第6号(事務事業情報)に該当し、非開示妥当と答申しました。

答申第215号(平成17年9月9日付)

「農道建設工事の談合情報後の対処に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部財務経理室、北勢県民局農政商工部)

対象公文書

事情聴取とりまとめ表、委任状、見積内訳書 他

争点

実施機関は、事情聴取とりまとめ表の「出席者」欄に記載された出席者の役職名及び氏名などは個人情報に該当するとして、同欄に記載された各指名競争入札業者の名称や見積内訳書に記載された「技術管理費」などの見積りの内訳は法人情報に該当するとして、事情聴取とりまとめ表に記載された各指名競争入札業者の名称や回答内容は事務事業情報に該当するとして、それぞれ非開示としました。これに対し、異議申立人は、事情聴取を受けた企業の役員の氏名などは法人登記簿謄本などによって既に公表されており、知事の「談合防止」姿勢などを示すためにも、非開示部分を開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

建設業者の役員の役職名及び氏名は法令により公にされ又は公にされることを予定している情報であるが、公文書の綴り方や公文書の記載の内容により何らかの情報が結び付けられて意味が付け加えられ、その付け加えられた意味を含んだ情報が法令等や慣行により公にされ又は公にされることを予定している情報であるとは認められない場合には、その建設業者の役員の役職名及び氏名を開示することは、妥当でない。事情聴取の対象とされた本件入札指名業者の名称などは別途開示されており、開示しても、その競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない(法人情報には該当しない)が、談合情報に基づく関係者からの事情聴取は任意で行われているものであるので、利害関係者等からの圧力等への懸念から、談合に関する同種の情報が県に任意に提供されなくなる等、県の談合に関する正確な事実の把握を困難にするおそれがある(事務事業情報に該当する)ため、非開示が妥当であると答申しました。

答申第216号(平成17年9月9日付)

「三重県が起こしたすべての非訟事件及び三重県に対して起こされた訴訟事件及び非訟事件に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部生活総務室)

対象公文書

支出命令書、支出負担行為書のうち請求書

争点

実施機関は、原告の氏名及び個人の印影は、個人に関する情報であり、他法令や慣行により公にされている情報ではなく、また、開示することにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、裁判は憲法上公開で行われており、原告の氏名を非開示とする理由はなく、印影は単に慣習上押印されているのであって、弁護士の氏名がすでに開示されているならば、氏名と切り離して印影のみを非開示とする理由はないと主張しました。

答申の骨子

結論：認容

弁護士の印影は、弁護士業務を遂行する上で押印されている印影であり、個人情報ではなく法人情報の該当性を判断すべきであるが、その該当性については、開示することにより直ちに印影偽造等を誘発するおそれがあるとは認められず、事業を営む個人のその事業活動の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないので開示すべきである。また、原告の氏名については、民事訴訟法第91条第1項により何人も訴訟記録を閲覧することができることから、開示すべきであると答申しました。

答申第217号(平成17年9月9日付)

「津地裁平成10年(行ウ)第29号、津地裁平成12年(行ウ)第8号に関する一切の文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部生活総務室)

対象公文書

支出命令書、支出負担行為書のうち請求書

争点

実施機関は、個人の印影は、個人に関する情報であり、他法令や慣行により公にされている情報ではなく、また、開示することにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、印影は単に慣習上押印されているのであって、弁護士の氏名がすでに開示されているならば、氏名と切り離して印影のみを非開示とする理由はないと主張しました。

答申の骨子

結論：認容

弁護士の印影は、弁護士業務を遂行する上で押印されている印影であり、個人情報ではなく法人情報の該当性を判断すべきであるが、その該当性については、開示することにより直ちに印影偽造等を誘発するおそれがあるとは認められず、事業を営む個人のその事業活動の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないので開示すべきであると答申しました。

答申第218号(平成17年9月28日付)

「特定の宗教法人に関する宗教法人法規定のすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部文化振興室)

対象公文書

事務所備付け書類の写し(役員名簿・財産目録) 他

争点

実施機関は、個人の氏名、生年月日等は、登記し公にされている代表役員以外の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、当該個人の信教が公にされることになり、信教の自由が侵害される。また、事務所備付け書類の閲覧は、宗教法人法の規定により閲覧の請求者が限定されていることから、登記事項等の公知の事項を除く資産の増減等の法人の財産にかかる情報については、法人情報に該当するとして非開示としました。さらに、公文書の開示の際に説明を求められた文書は、保存期間を経過したために廃棄済であり、存在しないとしました。これに対し、異議申立人は、不存及及び部分非開示は、宗教法人の実態を覆い隠すもので、宗教の主旨を公明正大なものとするためにも、全ての文書を全面開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

個人情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされているとは認められず、明らかに特定の個人が識別される情報であると認められ、また、特定の宗教に属することは、個人の信仰に関する情報であり、開示すべき公益性があるとは認められない。法人情報については、宗教法人法の規定において、閲覧請求権者を限定しており、公にされている情報とはいえ、信教の自由が損なわれるおそれは否定できず、当該法人の正当な利益を害すると認められる。また、実施機関が不存とした理由に特段の不合理な事情は認められず、存在しないことが妥当でないと認めることはできないと答申しました。

答申第219号(平成17年9月28日付)

「三重県が起こしたすべての非訟事件及び三重県に対して起こされた訴訟事件及び非訟事件に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部情報公開室)

対象公文書

財政課協議事項、弁護士報酬費に係る支出命令書 他

争点

実施機関は、原告の氏名及び住所、依頼弁護士の顔写真・出身地等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものであり、条例第7条第2号のただし書にも該当しない。また、依頼弁護士の金融機関口座情報は、法人の内部に関する情報であり、開示することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、非開示理由として単に条文を並べただけで、了解し得る程度の説明がなされていない。また、弁護士は現在職業独占が認められており、その他の個人情報とは異なり、公にされることが多く、情報開示をしないのは違法であると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

原告の氏名等は、個人に関する情報であって、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、また、弁護士が自己の個人に関する情報を出版物等に載せることについては、当該弁護士の意思によるのであるから、条例第7条第2号のただし書にも該当せず、非開示が妥当である。依頼弁護士の金融機関口座情報は、弁護士業務を遂行する上で使用されている口座であることが推測され、商業取引の場合には金融機関へ振込みを依頼することは一般的に行われているから、事業を営む個人の正当な利益を害するとはいえず、開示すべきである。なお、本決定の通知書においては、条例第7条第2号に該当する各情報と、これと対応させて同号該当の理由が記述されており、どの情報が特定の個人を識別し得る情報であるかということを示すとともに、同条第3号該当の理由を簡潔に記載しているため、理由付記が不当とはいえないと答申しました。

答申第220号(平成17年9月28日付)

「情報公開室保有文書のうち、津地方裁判所平成8年(行ウ)第14号、名古屋高等裁判所平成11年(行コ)第9号、最高裁判所平成12年(行ヒ)第40号に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部情報公開室)

対象公文書

副知事、部長と弁護士との面接時の資料について、復命書

争点

実施機関は、訴訟代理人に選任した弁護士の生年、出身都道府県名、国家公務員試験の種類、学歴等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものであり、個人情報に該当し、条例第7条第2号のただし書にも該当しないとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、非開示の理由として、どのようにこの条項が該当するかの説明がまったくなされておらず、開示しない理由を示していない。弁護士は現在職業独占が認められており、その他の個人情報とは異なり、出身地、生年月日等は公にされることが多いから、情報開示をしないのは違法であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

弁護士の生年等は、個人に関する情報であることは明らかで、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報と認められると考えられ、また、弁護士が自己の個人に関する情報を出版物等に載せることについては、当該弁護士の意思によるのであるから、条例第7条第2号のただし書に該当せず、非開示が妥当である。なお、本決定の通知書においては、その別紙に「実施機関が特定した公文書の件名」欄と「開示しない部分」欄からなる一覧表が作成されており、非開示とした情報が判るようになっていることから、決定の理由付記が不当とはいえないと答申しました。

答申第221号(平成16年8月17日付)

「三重県立学校の事件等に関する文書」の公文書の存否を明かにしない決定に対する異議申立事案

(教育委員会事務局人材政策室)

対象公文書

存否応答拒否のためなし

争点

実施機関は、公文書の存否を答えるだけで、特定の個人についての個々の事実の有無を開示することとなり、特定の個人の個人情報の保護利益を害するおそれがあるため、公文書の存否を明かにしない決定をしました。これに対し、異議申立人は、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとは言えず、これらは公務員の公務中の行為であり県民に対し説明義務があると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

存否応答拒否とした情報のうち公務員の勤務時間中の行為に関することについては、公務員の職務に関する情報であり、実施機関が個人情報で保護しようとしている特定の個人名は記載されていないことから、公文書の存否を明らかにすることで、特定の個人が識別され、その特定の個人の私生活上の権利利益を侵害するとは考えられないので、本決定を取り消し、改めて開示・非開示等の決定を行うべきである。特定の個人の入院に関する情報等については、個人を特定した上で、公文書の開示を求めているのであり、公文書の存否を明らかにすると非開示情報を開示することになると認められることから、存否応答拒否は妥当であると答申しました。

答申第222号(平成17年11月11日付)

「津地裁平成16年(行ク)第1002号に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部公共用地室)

対象公文書

準備書面、強制執行停止決定の申立陳述書

争点

実施機関は、非開示とした個人に関する情報について、訴訟記録は、民事訴訟法に基づき、何人に対しても閲覧が可能であるので原則開示すべきとなるが、民事訴訟法第92条及び個人情報保護条例等の趣旨に照らし、訴訟記録に含まれる個人情報が私生活についての重大な秘密が記載され、個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあると判断される場合は個人情報に該当するので、非開示としました。これに対し、異議申立人は、実施機関が非開示とした理由を説明した記載自体からは、どのような個人のプライバシーなのかわからず、当・不当の判断を行うのは不可能であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

非開示とした個人に関する情報が記載されている訴訟記録については、民事訴訟法第91条第1項により、訴訟記録の閲覧の請求が認められているが、これらの情報は、私生活についての重大な秘密であって、民事訴訟法第92条第1項第1号の事由に該当するおそれのある情報と認められ、個人情報として保護する必要性の高いものであり、また、民事訴訟法第92条第1項により閲覧等の制限が行われる可能性のある情報であって、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に含めるべきとは考えられないことから、個人情報に該当し非開示妥当と答申しました。

答申第223号(平成17年12月6日付)

「総務局所轄の審議会等について、委員選定の経緯のわかる文書すべて」の部分開示決定に対する異議申立事案

(総務局福利厚生室)

対象公文書

三重県公務災害補償等審査会委員の選任について(伺い) 他

争点

実施機関は、個人の住所、生年月日、年齢、学歴、職歴及び印影は、個人に関する情報であり、開示することにより、私生活上の権利利益を害するおそれがあるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、開示しない理由は、条例を単に引き写したにすぎず、理由がわかる程度に説明されていない。また、当該審査会等は高い公益性を持つといえ、その構成員たる委員についても公益性が存在する。委員選任にあたっては、職歴、学歴、年齢等が重要な項目と考えられるから、開示すべきと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

委員の学歴については、本件審査会等委員は多種多様な事案に対応するため、学歴よりもむしろ職歴が重視されていると見受けられ、かつ、職歴はすでに明らかにされていることから、公益上の理由により公にすべき情報であると認められず、非開示が妥当である。委員の職歴(元公務員の現在の勤務先法人名)については、公務員等の職務に関する情報とも考えられ、職歴を重視して選任・選定を行う場合においては、職歴は開示すべきである。審議会等の委員の年齢については、幅広い年齢層から広く人材の登用を図ることなどによって選任が行われていると考えられ、職歴同様、「公務員等の職務に関する情報」とも考えられるので、開示すべきである。理由付記については、実施機関が特定した各公文書において、非開示とした情報が判るようになっていることから、理由付記が不当とはいえないと答申しました。

答申第224号(平成17年12月6日付)

「四日市農政商工部が発注した鈴鹿川井尻頭首工における魚道設置工事について設計段階から工事契約後の時点までの全ての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案
(農水商工部農業基盤室)

対象公文書

地域公募型指名競争入札参加届出書、工事請負契約の締結(支出負担行為)について(伺い) 他

争点

実施機関は、技術者等の最終学歴、卒業年月日、本籍、生年月日等は、開示することにより特定の個人が識別され得るため、非開示としました。また、明細書の単価及び金額、「工事請負契約の締結(支出負担行為)について(伺い)」中の解体工事に要する費用、再資源化に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地は、法人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、建設業法が定めている規定、指名願いに添付すべき書類に記載された個人情報とは全面公開すべきである。また、再資源化に要する費用は、公金の支出を伴うものであるから、積算価格や工事費用明細の一部を非開示にする理由は一切見当たらないと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

建設業の許可申請等に係る提出書類は、建設業法第13条の規定により公衆の閲覧に供されていることから、実施機関が非開示とした個人情報のうち、監理技術者、主任技術者の氏名、生年月日及び勤務先の事業所名は、条例第7条第2号ただし書イに該当し開示すべきであるが、これらの者の最終学歴等は、非開示が妥当である。特定の法人から提出された工事費見積書の明細書のうち、入札参加者に提示を求めた工事費見積書のレベル3と同等のレベルの金額は、大括りなものであり、開示することにより法人の正当な利益を害するとは認められないから開示すべきであるが、他の金額等は非開示妥当である。また、「工事請負契約の締結(支出負担行為)について(伺い)」のうち、「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、建設リサイクル法の趣旨に鑑み、金額だけを開示するのであれば、法人情報性が希薄であり、開示することにより当該法人の正当な利益を害するとは認められないから開示すべきであるが、特定の施設の「再資源化等をする施設の名称及び所在地」は、私企業間の取引関係であるから非開示妥当であると答申しました。

答申第225号(平成17年12月16日付)

「三重ごみ固形燃料発電所について今後の中長期的な維持管理費と廃炉にかかる費用の見込み」の不存在決定に対する異議申立事案

(企業庁 室)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、RDF貯蔵槽爆発事故後、貯蔵設備整備経費において、法改正を踏まえた対応が必要となり、本決定時点では今後の中長期的な維持管理費の見通しを立てることができず、また、廃炉にかかる費用の見込みについては、廃炉とする計画がないことにより、不存在としました。これに対し、異議申立人は、事業継続もしくは縮小・廃止の判断にあたり、中長期的に想定される今後の費用の見込みは重要な判断基準であると考えられるが、適当な理由を例示することで故意に算出せず不存在としたと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

実施機関は、ごみ固形燃料発電所の安全な状態での運転再開を最優先していた状況にあり、本決定当時は今後の中長期的な維持管理費の見込みを立てられる状況ではなく、また、廃炉計画そのものが想定されておらず、廃炉にかかる経費の算出が全くなかったため、文書を作成していないとする実施機関の説明に不自然な点があるとは認められないとして、不存在妥当と答申しました。

答申第226号(平成18年1月17日付)

「あすなる学園倫理委員会議事録及びそこで配布された資料」の開示決定に対する異議申立事案

(健康福祉部こども家庭室)

対象公文書

小児期に始まる発達障害の関連遺伝子ならびに相互作用する環境因子に関する研究分のあすなる学園関係部分

争点

実施機関は、あすなる学園は研究協力者を集めるに当たって協力を行ったのみであり、研究内容に関与するものではなく、医学研究のための倫理委員会そのものを設置していないため、請求した内容の公文書は存在しないことを通知したうえで、開示請求者の意向を尊重し、学園が研究に関わった事項に関する公文書を開示する決定を行ったと主張しました。これに対し、異議申立人は、開示決定処分に誤りがあり、開示請求者の意見、意向を確認することなく処分をしている。当事者の権利利益の侵害が起きない体制になっているか、研究参加の手続きが適切に行われたどうかを確認したいと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

実施機関は、開示請求者の意向を確認したと認められる。研究における学園の役割については、研究協力者を集めるに当たって協力を行ったのみであり、研究そのものの内容に関与はしておらず、また、倫理委員会そのものを設置していないため、倫理審査委員会の議事録及び審査結果の報告等を受けていないし、実際にも入手していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められないとして、実施機関が対象公文書を選定したことは、不当とすることはできないと答申しました。

意見

「学園は関連遺伝子等研究など、極めて高度な医学研究そのものには実際にも関与していないとはいえ、何らかの形態により主たる研究機関に対して協力等を行う場合には、研究内容や協力の手続き等について十分説明できるようにしておくことが望まれる」との審査会からの意見がありました。

答申第227号(平成18年1月17日付)

「第90回～第94回に至る三重県情報公開審査会に事務局から提出されたすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(生活部情報公開室)

対象公文書

三重県情報公開審査会への提出資料のうち、異議申立書

争点

実施機関は、異議申立人の年齢は、異議申立人の氏名、印影、住所及び印影と一体となって、特定の個人を識別し得る個人に関する情報であり、公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を侵害するおそれがあるため、個人情報に該当するとして非開示とし、また、各事案の答申案については、答申が確定した後廃棄するため、不存在であるとしました。これに対し、異議申立人は、審査会が確定した答申案のとおり最終答申がなされなかったとしても、その事実を確かめようがない。また、異議申立書に記載された年齢を開示しても個人が特定できるとする理由はないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

年齢については、住所、氏名等の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められるのであり、原則として開示すべきではないと考えられ、また、公益上開示する必要性のある情報とは考えられないことから、非開示が妥当である。また、実施機関が提出した答申案について、修正等の変更があった場合には、電子データ上にて修正等を行い書き保存し、また、印刷を行った答申案は既に廃棄しており、存在しないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、不存在決定は妥当であると答申しました。

意見

「実施機関が情報公開審査会に提出した答申案は、行政の内部的な審議検討に関する情報ではあるが、事務事業の透明性確保の点から、残しておくことが望ましい。」との審査会からの意見がありました。

答申第228号(平成18年1月31日付)

「三重県が起こしたすべての非訟事件および三重県に対して起こされた訴訟事件および非訟事件に関するすべての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(総務局税務政策室)

対象公文書

訴状、支出命令書 ほか

争点

実施機関は、原告の氏名、住所、弁護士の個人の印影等は、特定の個人が識別され、また、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるので個人情報に該当し、原告の法人名等は、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので法人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、裁判は公開で行われることを規定しているので、当事者に関する裁判上の情報は開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

判決のうち原告の住所、氏名等については、民事訴訟法により、訴訟事件の判決原本を閲覧することができることから開示すべきである。訴状のうち原告個人の印影等は、訴訟の判決日から約20年を経過し、判決原本を除く訴状や書証等の訴訟記録は、裁判所に保存されていないので、個人情報に該当し非開示妥当である。弁護士報酬を請求する書類に記録されている弁護士の印影は、個人に関する情報ではなく法人情報該当性を検討すべきであり、直ちに印影偽造等を誘発するおそれがあるとは認められず、事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないので開示すべきである。原告の法人名等について、民事訴訟法により、訴訟記録は、何人にも閲覧の請求が認められており、すでに公にされている情報であると認められ、すでに他の方法で公にされている情報を開示することで、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、法人情報に該当しないので開示すべきであると答申しました。

答申第229号(平成18年1月31日付)

「特殊学級に在籍する児童生徒の人権に配慮した教育実践記録等」の部分開示決定に対する異議申立事案

(教育委員会事務局人権・同和教育室)

対象公文書

平成14年度人権教育実践推進事業実績報告書(第9号様式)

争点

実施機関は、講師の役職名、氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得ることから個人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、条例第7条第2号ただし書イの慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報に該当するから開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：認容

講師の氏名等については、それぞれの団体を代表して講師として来られ、講演会の講師というと、一般的に広く公にされることを前提としていると考えられる。また、本件講演会には、割合広範に呼びかけを行っていた講演会もあることから、実施機関が非開示とした講師の氏名等は、プライバシー性は極めて低いものであり、特に秘匿すべき情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書イの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するから、開示すべきであると答申しました。

答申第230号(平成18年2月17日付)

「平成16年8月23日県土整備企業常任委員会説明資料における損害額等について特定法人から当面負担しているとして報告があったとされる詳細がわかる文書と協議内容の詳細がわかる文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(企業庁電気事業室)

対象公文書

協議内容の詳細がわかる文書

争点

実施機関は、当初「協議内容の詳細がわかる文書」について不存在としたが、異議申立てがなされた後、異議申立人との間で公文書特定にあたって齟齬があることを確認したため、再度公文書を特定した上で本件不存在決定を取消し、部分開示決定を行いました。これに対し、異議申立人は、文書を故意に隠蔽し不存在とした可能性が非常に高いと主張しました。

答申の骨子

結論：却下

異議申立人が不存在決定をされたことについては、条例に基づく公文書の開示を求める権利又は利益を侵害されたことになり、異議申立てを提起した時点では、異議申立人には、本件不存在決定の取消しを求める法律上の利益があったといえる。しかしながら、実施機関が不存在決定を取消し、部分開示決定を行った時点で不存在決定の取消しを求める異議申立ての利益はなくなったと認められることから、却下すべきであると答申しました。

意見

「当初の公文書の特定段階で請求の対象公文書の内容について、実施機関も説明するように、異議申立人と実施機関双方の認識に相違が存在していたことは否めず、公文書の特定が不十分であったことが認められる。この点について、実施機関は、当初の公文書の特定段階において、開示請求者の意思をよく確認すべきであり、不存在決定を行うに当たっては慎重な判断をすべきであったと言わざるを得ない。実施機関は、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適切な運用に努め、開示請求者に疑念を抱かれることのないようすべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第231号(平成18年2月21日付)

「平成14年度の分限処分を決定した「教育委員会職員分限処分についての審査会」を設置する根拠・委員の構成資格・組織を示す文書等」の不存在決定に対する異議申立事案
(教育委員会事務局人材政策室)

対象公文書

なし

争点

実施機関は、平成14年度以前の分限免職処分について、既存の職員懲戒審査委員会の組織及び審査手続きを準用して、法や条例の趣旨に添った慎重な審査を経たうえで、教育委員会の議決を得ており、平成14年当時には開示請求に該当する公文書が作成されていなかったため不存在としました。これに対し、異議申立人は、平成14年度「教育委員会職員分限処分についての審査会」で組織として決定しているのに、その手続き・詳細を定めた文書や詳細な規定がないのは不自然であると主張しました。

答申の骨子

結論：認容

平成15年12月に職員分限審査委員会が設置され、その手続き等について定めた職員分限審査取扱要綱が作成される以前は、職員懲戒審査委員会の手続きを準用していたとの実施機関の説明には不自然な点は認められない。しかし、分限処分について、既存の職員懲戒審査会の組織及び審査手続きを準用していたのであるから、できる限り開示請求に応えるべく、この準用していた文書を開示請求の対象公文書として特定すべきであり、不存在決定を取消し、平成14年度以前の分限処分について準用した職員懲戒審査委員会の組織及び審査手続きに関する文書を改めて特定して開示すべきと答申しました。

答申第232号(平成18年2月21日付)

「平成10年5月29日に公表された『監査委員公表』に関し、住民監査請求書及び添付書類」の部分開示決定に対する異議申立事案

(監査委員)

対象公文書

住民監査請求に係る三重県職員措置請求書及び事実証明に関する書類1～6

争点

実施機関は、三重県職員措置請求書に記載されている監査請求人の職業及び印影は、個人に関する情報であって、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報に当たり、開示することにより監査請求人個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に掲げられた情報には該当せず非開示としました。これに対し、異議申立人は、当該監査請求人は、住所、氏名が公開され、特定の個人としてすでに識別されている。また、監査請求人は、住民全体のために監査請求を行っており、少なくとも監査請求書に記載されている範囲はプライバシーの侵害にはならないと判断して監査請求を行っているのだから、職業と印影を非開示とするのはおかしいと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

対象公文書中の監査請求人の職業及び印影は、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、氏名及び住所が公開されているとしても、条例第7条第2号を定めた趣旨(個人に関するプライバシー等の人権保護)から原則として開示すべきではないと考えられる。また、公益上開示する必要性のある情報とは考えられず、同号ただし書口に該当するとは認められない。さらに、監査請求人の職業及び印影については、監査結果の公表において明らかにしておらず、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないことから、非開示は妥当と答申しました。

答申第233号(平成18年3月14日付)

「平成15年4月1日から同年12月31日までの期間における伊勢警察刑事課関係の
捜査費(調査費)支出に関する文書の写し」の非開示決定に対する審査請求事案
(公安委員会)

対象公文書

伊勢警察署捜査費支払証拠書類のうち刑事課の個別執行に係る「捜査費支出伺」、
「捜査費支払精算書(添付書類を含む。）」、「捜査費立替払報告書(添付書類を含む。）」、
「捜査費交付書兼支払精算書」、「捜査諸雑費支払伝票(添付書類を含む。）」

争点

実施機関は、捜査協力者等特定の個人が識別される情報は、公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するため非開示とし、警部補以下の階級にある警察官の氏名に係る情報は、条例第7条第2号の規定により知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名であるため非開示としました。また、本件対象公文書は、条例第7条第4号に該当し、これらを公にすれば、捜査費の個別の執行内容が明らかとなり、他の情報と照合することなどにより、捜査の動向等が推測され、事件関係者において、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置が講じられる等のおそれがあるため非開示としました。これに対し、審査請求人は、開示請求対象文書のすべてが捜査に支障をきたす文書とは考えられない。また、氏名を明かすことによりプライバシー侵害があるなら氏名のみマスキングすればよい。以前に本件と同趣旨の開示請求に対し、部分開示決定がされており、少なくとも捜査費支出に関する現金出納簿及び証拠書類は部分開示は保証されると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

情報提供者等の住所、氏名等、警部補以下の階級にある警察官の氏名に係る情報は、条例第7条第2号に該当し非開示妥当である。捜査費の総額等の金額に関する情報については、捜査費支出伺に記載されている支出伺内訳欄の金額等の情報を開示しても捜査費を支出した捜査員の人数が明らかになるだけで、特定事件に対する捜査体制等が明らかになるものではないから、条例第7条第4号に該当せず、また、取扱者名、取扱者欄の印影等については、取扱者は警部以上の職にある者であるから、捜査員に係る情報でなく、また、会計手続上のものであるから、開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすと認められないから、条例第7条第4号に該当せず、開示すべきである。その他の情報は、条例第7条第4号に該当し非開示妥当であると答申しました。